

## ○船橋市認定外公道財産管理要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、認定外公道に関する財産台帳の取り扱いについて、地方自治法並びに船橋市公有財産規則に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、行政財産台帳の適切な管理を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「認定外公道」とは、地方自治法第238条第3項並びに第4項で定める行政財産の中で、道路用地として市が管理する土地のうち、道路法第18条第1項の区域に属さないもの（以下「認定外公道」という。また、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路を除く。）をいう。

### (財産台帳)

第3条 認定外公道の財産台帳（以下「財産台帳」という。）とは、第1号様式及び第2号様式に指すものをいう。

### (財産台帳の調製)

第4条 認定外公道を指定したときは、別紙第1号様式及び第2号様式に定める各事項を財産台帳に記載し、道路部道路管理課において保管する。

### (財産台帳調製対象路線)

第5条 財産台帳（第1号様式）の調製対象路線は、第2条で指定した中で、下記に規定する事項に該当しないものを対象とする。

(1) 既に法定外公共物としての機能を喪失し、将来的にも機能回復する必要がないと認められるもの

(2) 法定外公共物の代替施設の設置により、存置の必要がなくなると認められるもの

(3) 前各号に掲げるもののほか、法定外公共物として存置する必要がないと市長が認めたもの

2 財産台帳（第2号様式）の調製対象路線は、上記(1)～(3)に該当するものを対象とする。

### (作成及び更新基準)

第6条 財産台帳の作成及び更新は、第2条に定める土地を取得した場合また

は既存の財産台帳を変更・廃止する場合に行う。尚、更新は、6月・9月・12月・3月に行われる道路台帳の作成及び更新と併せて、年4回行う。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

認定外公道管理台帳調書

調製年月日  
(路線指定年月日) 年 月 日

1	管理番号	
2	起点	
3	終点	
4	最大幅員	
5	最小幅員	
6	面積(概算)	
7	面積(確定)	
8	延長(概算)	
9	延長(確定)	
10	舗装の有無	
11	取得事由	
12	変更事由	
13	その他特記すべき事項	
14	台帳更新日 (台帳変更年月日)	

